

特定非営利活動法人 LES WORLD 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 LES WORLD という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国内外の人々に対して、音楽、芸術、ダンスなどのエンターテインメントを通じた教育に関する事業を行い、自己肯定感の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 海外の孤児院におけるエンターテインメント事業
 - ② 国内の児童養護施設におけるエンターテインメント事業
 - ③ 国内のフリースクールにおけるエンターテインメント事業
 - ④ 国内外の病院におけるエンターテインメント事業
 - ⑤ 障がい者を対象としたエンターテインメント事業
 - ⑥ その他一般市民を対象としたエンターテインメント事業

- ⑦ エンターテイメント普及のための教室運営
- ⑧ 前各号の事業を実施するために必要な旅行業法に基づく旅行業
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければ

ばならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長とし、必要に応じ 2 人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総

会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増質によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の取益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	志藤大地
理事	田中昴佑
同	鈴木和智
同	南雲俊樹
監事	福田桃子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額と掌る。

(1) 入会金 正会員(個人) 3,000円

(団体) 3,000円

(2) 年会費 正会員(個人) 1,000円

(団体) 1,000円

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

2026年度の事業計画書

2026年4月1日 から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 LES WORLD

1 事業の実施方針

- ・以下の事業を実施することを目標とする。
- ・参加者がより安心して参加できるイベントを提供するため、旅行業法に基づく旅行業登録を取得し、国内外におけるイベントの企画・運営事業を実施するための組織体制を整備する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
⑥その他一般市民を対象としたエンターテインメント事業	広島へのりポート跡地を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ミュージックビデオ制作をするワークショップを実施。 (国創り FES)	(A) 2026年5月2日～5日 (B) 北広島のへのりポート跡地 (C) 15名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 150名	
⑥その他一般市民を対象としたエンターテインメント事業	施設を貸切、「大人の修学旅行」をテーマに、演劇・音楽・ダンス・対話などの体験を通じて、参加者同士の交流や自己理解を深めるワークショップを実施。 (ぼくらの修学旅行)	(A) 2026年7月18日～7/20日 (B) あうる京北 (C) 15名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	
⑦エンターテインメント普及のための教室運営	年齢や国籍、環境の異なる参加者で週末に集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを実施。また発表の舞台を行う。 (WORLD STAGE)	(A) 2026年5月9日～8月2日 (B) 彩の国さいたま芸術劇場 (C) 30名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 70名	

⑥その他一般 市民を対象とした エンターテインメント事業	モンゴルの大草原を舞台に、 乗馬・遊牧民体験・音楽ライブを通じて、参加者同士の交流や新たな挑戦を生み出す体験型ワークショップの実施。 (モンゴル 100 Journey)	(A) 2026年8月21日～23日 (B) モンゴル (O) 15名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	無人島を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ワークショップを実施 (無人島 100FES)	(A) 2026年8月21日～30日 (B) 姫路市瀬戸内海の無人島 (O) 15名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	
①海外の孤児院におけるエンターテインメント事業	海外の孤児院等施設に「訪れ、子ども達とミュージカルやミュージックビデオを作成するワークショップを実施 (MUSICAL TRAVEL)	(A) 2026年8月12日～9月20日 (B) ベトナム、セブ、ザンビア、カンボジア、タイ (O) 10名	(D) 現地の子ども達及び、参加者 (E) 150名	
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	「年齢や国籍、環境の異なる参加者で1泊2日集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを3回に分けて実施。また10月に発表の舞台を行う。 (WEEKEND MUSICAL)	(A) 2026年9月26日～9月27日 /10月3日～4日 /10月11日～12日 /10月17日～10月18日 (B) 市民会館いわつき (O) 4名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 130名	
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	廃校を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ワークショップを実施 (廃校文化祭)	(A) 2026年11月21日～11月23日 (B) Ready to Flight Nrita!! (O) 15名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	クルーズ船上で、参加者同士が音楽を通じて交流するワークショップを実施 (LES WORLD CRUISE)	(A) 2026年12月12日 (B) 琵琶湖遊覧船にて (O) 3名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	

⑥その他一般市民を対象としたエンターテイメント事業	年齢や環境の異なる参加者と文化交流の促進を目的とした年越しワークショップを実施。 (年越しトラベル)	(A) 2026年12月28日～1月1日 (B) 国内 (O) 3名	(D) エンターテイメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 30名	
⑦エンターテイメント普及のための教室運営	年齢や国籍、環境の異なる参加者で週末に集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを実施。また発表の舞台を行う。 (WORLD STAGE)	(A) 2027年1月30日～31日 (B) 彩の国さいたま芸術劇場 (O) 15名	(D) 国際支援・エンターテイメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 70名	
①海外の孤児院におけるエンターテイメント事業	海外の孤児院等施設に「訪れ、子ども達とミュージカルやミュージックビデオを作成する」ワークショップを実施 (MUSICAL TRAVEL)	(A) 2027年2月～3月 (B) 海外の孤児院 (O) 10名	(D) 現地の子ども達及び、参加者 (E) 150名	
⑥その他一般市民を対象としたエンターテイメント事業	「年齢や国籍、環境の異なる参加者で1泊2日集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを3回に分けて実施。また3月に発表の舞台を行う。 (WEEKEND MUSICAL)	(A) 2027年3月 (B) 市民会館いわつき (O) 4名	(D) エンターテイメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 130名	
⑥その他一般市民を対象としたエンターテイメント事業	年齢や環境の異なる学生で音楽を通じて自己表現のワークショップを実施 (3DAYS 表現ワークショップ)	(A) 2026年3月 (B) 名栗げんきプラザ (O) 4名	(D) エンターテイメント事業に関心がある中学生～成人 (E) 20名	
⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	ワークショップ参加者に向けてオリジナル T シャツの販売	(A) 随時 (B) 各実施場所 (O) 3名	(D) 国際支援・エンターテイメント事業に関心がある中学生～成人 (E) 20名	
⑧ 前各号の事業を実施するために必要な旅行業法に基づく旅行業	実施予定なし			

2027年度の事業計画書

2027年4月1日 から 2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 LES WORLD

1 事業の実施方針

- ・以下の事業を実施することを目標とする。
- ・取得した旅行業法に基づく旅行業登録を活用し、参加者がより安心して参加しやすい国内外のイベントの企画・運営事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
⑥その他一般 市民を対象 としたエン ターテイン メント事業	広島へのりポート跡地を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ミュージックビデオ制作をするワークショップを実施。 (国創り FES)	(A) 2027年5月/9月の計2回 (B) 北広島のへのりポート跡地 (C) 15名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 150名	
⑥その他一般 市民を対象 としたエン ターテイン メント事業	施設を貸切、「大人の修学旅行」をテーマに、演劇・音楽・ダンス・対話などの体験を通じて、参加者同士の交流や自己理解を深めるワークショップを実施。 (ぼくらの修学旅行)	(A) 2027年7月 (B) あうる京北 (C) 15名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100名	
⑦エンターテインメント普及のための教室運営	年齢や国籍、環境の異なる参加者で週末に集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを実施。また発表の舞台を行う。 (WORLD STAGE)	(A) 2027年5月～8月/2027年10月～2028年1月の計2回 (B) 国内 (C) 30名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 70名	

⑥その他一般 市民を対象とした エンターテインメント事業	モンゴルの大草原を舞台に、 乗馬・遊牧民体験・音楽ライブを通じて、参加者同士の交流や新たな挑戦を生み出す体験型ワークショップの実施。 (モンゴル 100 Journey)	(A) 2027 年 8 月 (B) モンゴル (O) 15 名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100 名
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	無人島を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ワークショップを実施 (無人島 100FES)	(A) 2027 年 8 月 (B) 姫路市瀬戸内海の無人島 (O) 15 名	(D) 国際支援・エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100 名
①海外の孤児院におけるエンターテインメント事業	海外の孤児院等施設に「訪れ、子ども達とミュージカルやミュージックビデオを作成するワークショップを実施 (MUSICAL TRAVEL)	(A) 2027 年 8 月～9 月/2028 年 2 月～3 月の計 2 回 (B) 海外の孤児院等施設 (O) 10 名	(D) 現地の子ども達及び、参加者 (E) 150 名
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	「年齢や国籍、環境の異なる参加者で 1 泊 2 日集まり芸術(アート、音楽、ダンス)を通じたワークショップを 3 回に分けて実施。また発表の舞台を行う。 (WEEKEND MUSICAL)	(A) 2027 年 9 月～10 月/2028 年 2 月～3 月 (B) 市民会館いわつき (O) 4 名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 130 名
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	廃校を貸切、参加者と芸術(アート、音楽、ダンス)を通じて、ワークショップを実施 (廃校文化祭)	(A) 2027 年 11 月 (B) Ready to Flight Naita!! (O) 15 名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100 名
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	クルーズ船上で、参加者同士が音楽を通じて交流するワークショップを実施 (LES WORLD CRUISE)	(A) 2027 年 12 月 (B) 琵琶湖遊覧船にて (O) 3 名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 100 名
⑥その他一般 市民を対象としたエンターテインメント事業	年齢や環境の異なる参加者と文化交流の促進を目的とした年越しワークショップを実施。 (年越しトラベル)	(A) 2027 年 12 月 28 日～2028 年 1 月 1 日 (B) 国内 (O) 3 名	(D) エンターテインメント事業に関心がある高校生～成人 (E) 30 名

⑥その他一般 市民を対象 としたエン ターテイメ ント事業	年齢や環境の異なる学生で音 楽を通じて自己表現のワーク ショップを実施 (3DAYS 表現ワークショップ)	(A)2028年3月 (B)名栗げんきプ ラザ (O)4名	(D)エンター テイメン ト事業に 関心があ る中学生 ～成人 (E)20名	
⑨ その他こ の法人の目 的を達成す るために必 要な事業	ワークショップ参加者に向け てオリジナル T シャツの販 売	(A)随時 (B)各実施場所 (O)3名	(D)国 際 支 援・エンタ ーテイメ ント事業 に関心が ある中学 生～成人 (E)20名	
⑧ 前各号の 事業を実施 するために 必要な旅行 業法に基づ く旅行業	実施予定なし			

2026年度 活動予算書
2026年4月1日 から 2027年3月31日まで
特定非営利活動法人LES WORLD

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会費収入	0		
賛助会費収入	0	0	
2.受取寄付金			
寄付金収入	200,000		
指定寄付金収入	0	200,000	
3.受取助成金等			
地方公共団体助成金収入	0		
民間助成金収入	0		
その他助成金収入	0	0	
4.事業収益			
事業収益	71,000,000	71,000,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
為替差益	0	0	
経常収益計			71,200,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,816,800		
給料手当	6,551,280		
法定福利	1,466,532		
人件費計	12,834,612		
(2) その他経費			
旅費交通費	12,000,000		
通信運搬費	170,000		
消耗品費	5,100,000		
支払手数料	500,000		
広告宣伝費	3,000,000		
業務委託費	12,000,000		
修繕費	110,000		
賃借料	3,900,000		
支払寄付金	1,100,000		
為替差損	56,000		
雑費	840,000		
その他経費計	38,776,000		
事業費計		51,610,612	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	535,200		
給料手当	727,920		
法定福利費	162,948		
人件費計	1,426,068		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	200,000		
消耗品費	180,000		
租税公課	2,400,000		
支払手数料	620,000		
地代家賃	73,000		
新聞図書費	12,000		
減価償却費	140,000		
雑費	220,000		
その他経費計	4,145,000		
管理費計		5,571,068	
経常費用計			57,181,680
当期正味財産増減額			14,018,320
前期繰越正味財産額			13,441,208
次期繰越正味財産額			27,459,528

2027年度 活動予算書
2027年4月1日 から 2028年3月31日まで
特定非営利活動法人LES WORLD

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会費収入	0		
賛助会費収入	0	0	
2.受取寄付金			
寄付金収入	200,000		
指定寄付金収入	0	200,000	
3.受取助成金等			
地方公共団体助成金収入	0		
民間助成金収入	0		
その他助成金収入	0	0	
4.事業収益			
事業収益	75,000,000	75,000,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
為替差益	0	0	
経常収益計			75,200,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,816,800		
給料手当	6,551,280		
法定福利	1,466,532		
人件費計	12,834,612		
(2) その他経費			
旅費交通費	12,000,000		
通信運搬費	170,000		
消耗品費	5,300,000		
支払手数料	520,000		
広告宣伝費	3,100,000		
業務委託費	12,000,000		
修繕費	120,000		
賃借料	4,000,000		
支払寄付金	1,100,000		
為替差損	58,000		
雑費	870,000		
その他経費計	39,238,000		
事業費計		52,072,612	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	535,200		
給料手当	727,920		
法定福利費	162,948		
人件費計	1,426,068		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	200,000		
消耗品費	180,000		
租税公課	2,400,000		
支払手数料	620,000		
地代家賃	73,000		
新聞図書費	12,000		
減価償却費	140,000		
雑費	220,000		
その他経費計	4,145,000		
管理費計		5,571,068	
経常費用計			57,643,680
当期正味財産増減額			17,556,320
前期繰越正味財産額			27,459,528
次期繰越正味財産額			45,015,848